

岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金交付要綱事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第15条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第2条 補助対象となる防犯カメラ及び防犯灯は、要綱第1条に規定するものとし、防犯灯には蛍光灯をLED灯に交換するときに市からの補助を受けたものも含む。

（交付申請期限）

第3条 要綱第6条に規定する防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金の交付の申請の期限については、補助金の財源及び確定等に要する期間を鑑みて判断する。

（実績報告書の取り扱い）

第4条 防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金に係る岡山市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）第16条の規定による実績報告は、規則第5条の規定による補助金の交付申請があったときに当該申請書によってなされたものとする。

2 防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金に係る規則第17条の規定による補助金の額の確定は、規則第6条の規定による補助金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

（補助金交付の申請及び請求に添付する書類）

第5条 要綱第6条第2項第1号に規定する防犯カメラの維持管理費がわかるものとは、当該防犯カメラの維持管理費の領収書、若しくは領収書に添付している電気料金内訳書、又は請求書と銀行振込明細書（通帳の記帳履歴を含む。）若しくはクレジットカード利用明細、WEB明細や決済アプリの利用履歴のスクリーンショットを合わせたもの、請求書兼領収書のいずれかとし、必要とする期間は申請年度を含むもの、又は申請年度直近のもの（申請金額と合致している場合に限る。）とする。

2 要綱第6条第2項第2号に規定する防犯灯の電気事業者が発行する当該町内会が管理する公衆街路灯A取付場所一覧表に記載されていない防犯灯で稼働していることがわかるものの写しとは、電気事業者等が発行する支払証明書類（領収書等）の写しで、当該防犯灯電気料金の領収書、若しくは領収書に添付している電気料金内訳書、又は請求書と銀行振込明細書（通帳の記帳履歴を含む。）若しくはクレジットカード利用明細、WEB明細や決済アプリの利用履歴のスクリーンショットを合わせた

もの、請求書兼領収書のいずれかとし、必要とする期間は申請年度を含むもの、又は申請年度直近のもの（申請金額と合致している場合に限る。）とする。

- 3 要綱第6条第2項第4号の規定による書類は、補助金の振込先口座の通帳の写し（金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号、口座名義人及びフリガナが記載された部分）とする。

（補助金の算定）

第6条 この補助金の算定は、要綱の別表単価表を用いて行うものとする。

- 2 申請しようとするときに電気料金の年額が算定できない場合には、前条第1項の維持管理費がわかるものにより支払ったとみなされる維持管理費のうち、単月の電気料金にかかる経費に12を乗じた金額を限度とする。

（受領委任払によらない補助金交付の申請及び請求）

第7条 市長は、要綱第13条に規定する受領委任払に係る補助事業者と電気事業者との手続が完了するまでの間は、同条の規定にかかわらず、要綱及びこの要領に定める方法により、補助事業者に対して補助金を交付する。

附則

この要領は、令和8年7月22日から施行する。ただし、第4条、第5条及び第6条については令和8年4月20日から適用する。